

○浜田市特別職報酬等審議会条例

改正
 平成17年10月 1 日条例第53号
 平成19年 3 月23日条例第 6 号
 平成20年 9 月26日条例第36号
 平成22年 9 月17日条例第31号
 平成24年12月12日条例第38号
 平成27年 3 月20日条例第10号

浜田市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、浜田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額（以下「報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、浜田市内の区域内の公共団体等の代表者その他市民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(公聴会等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、公聴会を開催し、又は参考人の意見を聴くことができる。

(その他)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月23日条例第 6 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定により在職する収入役については、その在職中に限り、第2条並びに第3条の規定による改正後の浜田市特別職報酬等審議会条例第2条並びに浜田市長等の給与に関する条例第1条及び別表の規定は適用せず、第2条並びに第3条の規定による改正前の浜田市特別職報酬等審議会条例（以下「旧報酬条例」という。）第2条並びに浜田市長等の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）第1条及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧報酬条例第2条並びに旧給与条例第1条及び別表中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成20年9月26日条例第36号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月17日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月12日条例第38号）

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に在職する旧教育長については、旧教育長の教育委員会の委員としての任期中に限り、この条例による改正後の浜田市職員定数条例第1条、浜田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条、浜田市特別職報酬等審議会条例第2条、浜田市長等の給与に関する条例第1条及び別表並びに浜田市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年浜田市条例第56号）の規定は適用せず、この条例による改正前の浜田市職員定数条例第1条、浜田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条、浜田市特別職報酬等審議会条例第2条、浜田市長等の給与に関する条例第1条及び別表並びに浜田市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。